

# 古物営業事務取扱規程

平成30年3月27日  
兵庫県警察本部訓令第19号

古物営業事務取扱規程を次のように定める。

## 古物営業事務取扱規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 古物商又は古物市場主の許可等（第2条―第16条）
- 第3章 古物競りあっせん業者の認定等（第17条―第25条）
- 第4章 外国古物競りあっせん業者の認定等（第26条―第32条）
- 第5章 行商従業者証及び標識の承認等（第33条―第38条）
- 第6章 盗品売買等防止団体の承認等（第39条―第46条）
- 第7章 報告等（第47条―第51条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この訓令は、古物営業法（昭和24年法律第108号。以下「法」という。）、古物営業法施行令（平成7年政令第326号）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）及び行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号。以下「告示」という。）に基づく許可等の事務について必要な手続を定めるものとする。

#### 第2章 古物商又は古物市場主の許可等

##### （許可）

第2条 警察署長は、規則第1条第2項の規定により古物商・古物市場主許可申請書（規則別記様式第1号。以下「許可申請書」という。）を受理したときは、速やかに、その旨を生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に報告した上、所要の調査を行うものとする。

2 前項の規定による受理をした警察署長（以下「経由警察署長」という。）は、前項の調査をした場合には、不許可とするべき事由があると認めるときを除き、許可等事務に係る管理及び運用規程（平成30年兵庫県警察本部訓令第13号。以下「管理運用規程」という。）第10条第1項第4号の許可等申請協議書に当該許可申請書の正本及び調査結果に係る書類を添付の上、生活安全企画課長に送付し、許可の可否について協議するものとする。この場合において、経由警察署長は、生活安全企画課長から管理運用規程第10条第1項第4号の協議結果通知書により支障がないと認められる旨の通知を受けたときは、許可するものとする。

3 経由警察署長は、前項後段の規定による許可をするときは、管理運用規程第10条第1項第4号の許可証等作成依頼書により、生活安全企画課長に古物商許可証（規則別記様式第2号）又は古物市場主許可証（規則別記様式第3号）（以下これらを「許可証」という。）の作成を依頼しなければならない。この場合において、依頼を受けた生活安全企画課長は、許可証を作成し、管理運用規程第10条第1項第4号の許可証等送付書に

許可申請書の正本及び許可証を添付の上、当該経由警察署長に送付するものとする。

4 経由警察署長は、前項後段の規定による送付を受けたときは、速やかに、申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）に許可証を交付するとともに、生活安全部長が定める様式の申請・届出関係書類送付書（以下「送付書」という。）に許可申請書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

5 経由警察署長は、第3項前段の許可が次の各号に掲げるものである場合は、それぞれに定める措置を行うものとする。

(1) 法第5条第1項第6号に規定する電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を用いる古物商に係るものであるとき 生活安全部長が定める様式の送信元識別符号等送信表を作成し、前項の規定により生活安全企画課長に送付する際に併せて送付すること。

(2) 2以上の営業所又は2以上の古物市場に係るものであって、他の警察署の管轄区域内にも営業所を有する古物商又は他の警察署の管轄区域内に古物市場を有する古物市場主（以下これらを「特定古物商等」という。）であるとき 送付書に許可申請書の写しを添付の上、当該営業所又は当該古物市場の所在地を管轄する警察署の長（以下「営業所等管轄警察署長」という。）に送付すること。

（台帳の作成）

第3条 経由警察署長は、前条の規定により許可したときは、生活安全部長が定める様式の古物営業許可台帳（以下「正許可台帳」という。）の作成及び保管を行うものとする。

2 営業所等管轄警察署長は、前条第5項第2号の規定による送付を受けたときは、生活安全部長が定める様式の古物営業所等台帳（以下「副許可台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

（不許可の上申等）

第4条 経由警察署長は、第2条第1項の調査又は同条第2項前段の規定による協議の結果、不許可とするべき事由があると認めるときは、速やかに、生活安全部長が定める様式の不許可等上申書に許可申請書の正本（第2条第2項の規定による送付をしたときを除く。）及び不許可とすべき事由を疎明する資料を添付の上、警察本部長に上申（生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）経由。以下同じ。）をするものとする。

2 生活安全企画課長は、兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が法第5条第3項の規定により許可をしないことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の不許可通知書を作成し、経由警察署長を経由して、申請者又はその代理人（以下「申請者等」という。）に通知しなければならない。この場合において、経由警察署長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

（許可証の再交付）

第5条 経由警察署長は、規則第4条第2項の規定により再交付申請書（規則別記様式第4号）を受理したときは、所要の調査を行い、支障がないと認めるときは、新たに許可証を交付するとともに、送付書に再交付申請書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

（変更の届出）

第6条 経由警察署長は、規則第5条第3項本文の規定により次の各号に掲げる届出書を受理したときは、それぞれに定める措置を行うものとする。

(1) 法第7条第1項の規定により変更届出・書換申請書（規則別記様式第5号）を受理したとき 所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該変更届出・書換申請書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。この場合において、経由警察署長は、当該変更届出・書換申請書が特定古物商等の営業する他の警察署の管轄区域内の営業所又は古物市場に係るものであるときは、所要の調査を行った後、送付書に当該変更届出・書換申請書の写し及び当該調査に係る書類の写しを添付の上、営業所等管轄警察署長に送付するものとする。

(2) 法第7条第2項の規定により変更届出書（規則別記様式第6号）を受理したとき 所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該変更届出書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、当該変更届出書の副本の写しを当該届出に係る古物商又は古物市場主について、その営業を許可している他の都道府県公安委員会に送付するものとする。

2 営業所等管轄警察署長は、規則第5条第3項ただし書の規定により変更届出・書換申請書を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

(1) 送付書に当該変更届出・書換申請書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付すること。

(2) 送付書に当該変更届出・書換申請書の写しを添付の上、経由警察署長に送付すること。

3 生活安全企画課長は、他の都道府県公安委員会から法第7条第2項の通知を受けたときは、当該通知の内容を経由警察署長に送付するものとする。この場合において、当該送付を受けた経由警察署長は、当該通知の内容が特定古物商等に係るものであるときは、送付書に当該通知の内容を添付の上、営業所等管轄警察署長に送付するものとする。

（許可証の書換え）

第7条 経由警察署長は、規則第5条第6項の規定により変更届出・書換申請書を受理したときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは、許可証の書換えを行うものとする。

2 経由警察署長は、前項の書換えをしたときは、送付書に当該変更届出・書換申請書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。この場合において、当該書換えが特定古物商等に係るものであるときは、送付書に当該変更届出・書換申請書の写しを添付の上、営業所等管轄警察署長に送付するものとする。

（変更後の規約の提出）

第8条 経由警察署長又は営業所等管轄警察署長は、規則第6条の規定により変更後の規約の提出を受けたときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときは、これを受理するものとする。この場合において、営業所等管轄警察署長は、送付書に当該変更後の規約の写しを添付の上、経由警察署長に送付するものとする。

（許可証の返納）

第9条 経由警察署長は、規則第7条の規定により許可証の返納の届出を受けたときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたときに限り、返納理由書（規則別記様式第9号）を受理し、所要の措置を行うものとする。この場合において、返納が特定古物商等に係

るものであるときは、送付書に当該返納理由書の写しを添付の上、営業所等管轄警察署長に送付するものとする。

(競り売りの届出)

第10条 警察署長は、規則第8条第1項又は第3項の規定により競り売り届出書(規則別記様式第10号又は別記様式第10号の2)を受領したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該競り売り届出書の写しを添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。この場合において、経由警察署長以外の警察署長が競り売り届出書を受領したときは、速やかに、送付書に当該競り売り届出書の写しを添付の上、経由警察署長に送付するものとする。

(経由警察署長の変更等)

第11条 経由警察署長は、特定古物商等から規則第9条第1項の規定により経由警察署長変更届出書(規則別記様式第11号)を受領したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 送付書に当該経由警察署長変更届出書の写しを添付の上、生活安全企画課長に送付すること。
- (2) 送付書に当該経由警察署長変更届出書の写し及び正許可台帳を添付の上、当該経由警察署長変更届出書に記載された営業所又は古物市場に係る営業所等管轄警察署長に送付するものとする。

2 前項第2号の送付を受けた営業所等管轄警察署長は、経由警察署長とみなしてこの訓令の規定を適用する。

(管理者の解任勧告の上申等)

第12条 警察署長は、法第13条第4項の規定により管理者の解任勧告を行う必要があると認めるときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が法第13条第4項の規定による管理者の解任勧告を行うことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の管理者解任勧告書により、経由警察署長を経由して、当該古物商若しくは古物市場主の営業者又はその代理人(以下「営業者等」という。)に通知するものとする。この場合において、経由警察署長は、当該営業者等から受領事実を明らかにする書面を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

(差止め)

第13条 警察署長は、法第21条の規定により古物の保管の命令を行うときは、生活安全部長が定める様式の保管命令書を営業者等に交付するとともに、受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(指示の上申等)

第14条 警察署長は、法第23条の規定による指示を行う必要があると認めるときは、速やかに、生活安全部長に上申(生活安全企画課経由。以下同じ。)をするものとする。

2 生活安全企画課長は、生活安全部長が法第23条の規定による指示を決定したときは、経由警察署長を経由して、当該古物商又は古物市場主の営業者等に通知するものとする。

(許可の取消し等の上申等)

第15条 警察署長は、法第6条又は第24条の規定による許可の取消し又は法第24条の規定による営業停止の命令を行う必要があると認めるときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が法第6条又は第24条の規定による許可の取消しの命令を決定したとき、又は法第24条の規定による営業停止の命令を決定したときは、經由警察署長を經由して、当該古物商又は古物市場主の営業者等に通知するものとする。  
(台帳の整理)

第16条 警察署長は、第5条から前条までの規定により正許可台帳又は副許可台帳の記載事項に変更が生じたときは、その都度、当該台帳を整理するものとする。

### 第3章 古物競りあっせん業者の認定等

(営業開始の届出)

第17条 警察署長は、規則第9条の2第2項の規定により古物競りあっせん業者営業開始届出書(規則別記様式第11号の2)を受理したときは、生活安全部長が定める様式 of 古物競りあっせん業者台帳の作成及び保管を行うものとする。この場合において、当該古物競りあっせん業者営業開始届出書を受理した警察署長(以下「事務所等管轄警察署長」という。)は、送付書に当該古物競りあっせん業者営業開始届出書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

(廃止の届出)

第18条 事務所等管轄警察署長は、規則第9条の3第3項の規定により廃止届出書(規則別記様式第11号の3)を受理したときは、所要の調査を行うとともに、送付書に当該廃止届出書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

(変更の届出)

第19条 事務所等管轄警察署長は、規則第9条の3第3項の規定により変更届出書(規則別記様式第11号の4)を受理したときは、所要の調査を行うとともに、送付書に当該変更届出書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により受理した変更届出書が次の各号に掲げるものである場合は、それぞれに定める措置を行うものとする。

(1) 同一公安委員会の管轄区域が営業の本拠となる事務所の所在地の変更に係るものであるとき 送付書に当該変更届出書の写しを添付の上、当該変更前の事務所等管轄警察署長に送付するものとする。この場合において、送付を受けた事務所等管轄警察署長は、送付書に当該古物競りあっせん業者に係る古物競りあっせん業者台帳を添付の上、当該送付に係る警察署長に送付するものとする。

(2) 異なる公安委員会の管轄区域が営業の本拠となる事務所の所在地の変更に係るものであるとき 古物競りあっせん業者台帳の作成及び保管を行うとともに、生活安全企画課長を通じて、当該変更前までに当該古物競りあっせん業者が提出した書類の写しの送付を当該変更に係る他の都道府県公安委員会に要請するものとする。

3 前項の変更届出書を受理した警察署長は、事務所等管轄警察署長とみなしてこの訓令の規定を適用する。

4 生活安全企画課長は、他の都道府県公安委員会から公安委員会の管轄区域を異にした営業の本拠となる事務所の所在地の変更に係る古物競りあっせん業者が提出した書類の写しの送付の要請を受けたときは、当該書類の写しの送付を当該変更に係る事務所等管轄警察署長に要請の上、当該要請に係る他の都道府県公安委員会に送付するものとする。

(認定)

第20条 事務所等管轄警察署長は、規則第19条の4第3項の規定により古物競りあっせ

ん業者認定申請書（規則別記様式第16号）を受理したときは、速やかに、その旨を生活安全企画課長に報告した上、所要の調査を行うものとする。

- 2 事務所等管轄警察署長は、前項の規定による調査をした場合は、不認定とするべき事由があると認めたとときを除き、生活安全部長が定める様式の認定等上申書に当該古物競りあっせん業者認定申請書の正本及び副本並びに調査結果に係る書類を添付の上、生活安全部長に上申をするものとする。
- 3 生活安全部長は、前項の上申を受けたときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたとときは、古物競りあっせん業者の認定をするものとする。
- 4 生活安全企画課長は、生活安全部長が前項の認定をしたときは、生活安全部長が定める様式の認定通知書により、事務所等管轄警察署長を経由して申請者等に通知するとともに、規則19条の7第1項の規定による公示をしなければならない。この場合において、事務所等管轄警察署長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

（不認定の上申等）

第21条 事務所等管轄警察署長又は生活安全部長は、前条第1項又は第3項の調査の結果、不認定とするべき事由があると認めたとときは、速やかに、不許可等上申書に当該古物競りあっせん業者認定申請書の正本及び副本並びに不許可とすべき事由を疎明する資料を添付の上、警察本部長に上申をするものとする。

- 2 生活安全企画課長は、公安委員会が規則第19条の7第2項の規定により認定をしないことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の不認定通知書により、事務所等管轄警察署長を経由して、申請者等に通知しなければならない。この場合において、事務所等管轄警察署長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

（業務実施方法の変更の届出）

第22条 事務所等管轄警察署長は、規則第19条の9第4項の規定により業務実施方法変更届出書（規則別記様式第16号の4）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該業務実施方法変更届出書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

（認定の取消しの上申等）

第23条 警察署長は、規則第19条の10第1項の規定による認定を取り消す必要があると認めたとときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

- 2 生活安全企画課長は、公安委員会が規則第19条の10第1項の規定による認定の取消しを決定したときは、規則第19条の10第2項の規定による公示を行うとともに、生活安全部長が定める様式の認定取消処分通知書により、事務所等管轄警察署長を経由して、当該認定古物競りあっせん業者（法第21条の5第1項の認定を受けた古物競りあっせん業者をいう。）の営業者等に通知するものとする。

（競りの中止）

第24条 警察署長は、法第21条の7の規程による競りの中止の命令を行うときは、競りの中止命令書（規則別記様式第16号の9）を当該古物競りあっせん業者の営業者等に交付するとともに、受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

（台帳の整理）

第25条 事務所等管轄警察署長は、第18条から前条までの規定により古物競りあっせん

業者台帳の記載事項に変更が生じたときは、その都度、当該台帳を整理するものとする。

#### 第4章 外国古物競りあっせん業者の認定等

##### (認定)

第26条 警察署長は、規則第19条の11第3項の規定により外国古物競りあっせん業者認定申請書（規則別記様式第16号の5。以下「外国古物認定申請書」という。）を受理したときは、速やかに、その旨を生活安全企画課長に報告した上、所要の調査を行うものとする。

2 前項の規定による受理をした警察署長（以下「住所等管轄警察署長」という。）は、前項の調査をした場合は、不認定とするべき事由があると認めたとときを除き、認定等上申書に当該外国古物認定申請書の正本及び副本並びに調査結果に係る書類を添付の上、生活安全部長に上申をするものとする。

3 生活安全部長は、前項の上申を受けたときは、所要の調査を行い、支障がないと認めたとときは、外国古物競りあっせん業者の認定をするものとする。

4 生活安全企画課長は、生活安全部長が前項の認定をしたときは、認定通知書により、住所等管轄警察署長を経由して、申請者等に通知するとともに、規則第19条の12において準用する規則第19条の7第1項の規定による公示をしなければならない。この場合において、住所等管轄警察署長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴した上、生活安全企画課長に送付するとともに、生活安全部長が定める様式の認定外国古物競りあっせん業者台帳の作成及び保管を行うものとする。

##### (不認定の上申等)

第27条 住所等管轄警察署長又は生活安全部長は、前条第1項又は前条第3項の調査の結果、不認定とするべき事由があると認めたとときは、速やかに、不許可等上申書に当該外国古物認定申請書の正本及び副本並びに不許可とする事由を疎明する資料を添付の上、警察本部長に上申をしなければならない。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が規則第19条の12において準用する規則第19条の7第2項の規定により外国古物競りあっせん業者の認定をしないことを決定したときは、不認定通知書により、住所等管轄警察署長を経由して、申請者等に通知しなければならない。この場合において、住所等管轄警察署長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴した上、生活安全企画課長に送付するものとする。

##### (廃止の届出)

第28条 住所等管轄警察署長は、規則第19条の13第3項の規定により廃止届出書（規則別記様式第16号の6）を受理したときは、所要の調査を行うとともに、送付書に当該廃止届出書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

##### (変更の届出)

第29条 住所等管轄警察署長は、規則第19条の13第3項の規定により変更届出書（規則別記様式第16号の7）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該変更届出書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により受理した変更届出書が次の各号に掲げるものである場合は、それぞれに定める措置を行うものとする。

(1) 同一公安委員会の管轄区域内の連絡担当者の住所又は居所の変更に係るものであるとき 送付書に当該変更届出書の写しを添付の上、当該変更前の住所等管轄署長に送付するものとする。この場合において、送付を受けた住所等管轄警察署長は、送付

書に当該認定外国古物競りあっせん業者（法第21条の6第1項の認定を受けた外国古物競りあっせん業者をいう。以下同じ。）に係る認定外国古物競りあっせん業者台帳を添付の上、当該送付に係る警察署長に送付するものとする。

(2) 異なる公安委員会の管轄区域内の連絡担当者の住所又は居所の変更に係るものであるとき 認定外国古物競りあっせん業者台帳の作成及び保管を行うとともに、生活安全企画課長を通じて、当該変更前までに当該認定外国古物競りあっせん業者が提出した書類の写しの送付を当該変更に係る他の都道府県公安委員会に要請するものとする。

3 前項の変更届出書を受理した警察署長は、住所等管轄警察署長とみなしてこの訓令の規定を適用する。

4 生活安全企画課長は、他の都道府県公安委員会から公安委員会の管轄区域を異にした連絡担当者の住所又は居所の変更に係る認定外国古物競りあっせん業者が提出した書類の写しの送付の要請を受けたときは、当該書類の写しの送付を当該変更に係る住所等管轄警察署長に要請の上、当該要請に係る他の都道府県公安委員会に送付するものとする。

（業務実施方法の変更の届出）

第30条 住所等管轄警察署長は、規則第19条の13第3項の規定により業務実施方法変更届出書（規則別記様式第16号の8）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、送付書に当該業務実施方法変更届出書の副本を添付の上、生活安全企画課長に送付するものとする。

（認定の取消しの上申等）

第31条 警察署長は、規則第19条の14第1項の規定による認定を取り消す必要があると認めるときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が規則第19条の14第1項の規定による認定の取消しを決定したときは、規則第19条の14第2項において準用する規則第19条の10第2項の規定による公示を行うとともに、認定取消処分通知書により、住所等管轄警察署長を経由して、当該認定外国古物競りあっせん業者の営業者等に通知するものとする。

（台帳の整理）

第32条 住所等管轄警察署長は、第28条から前条までの規定により認定外国古物競りあっせん業者台帳の記載事項に変更が生じたときは、その都度、当該台帳を整理するものとする。

## 第5章 行商従業者証及び標識の承認等

（承認）

第33条 生活安全企画課長は、告示第2条の規定により行商従業者証又は標識（以下「標識等」という。）に係る承認申請書（告示別記様式第1号又は別記様式第2号）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の調査をした場合は、不承認とするべき事由があると認めるときを除き、認定等上申書に当該承認申請書及び調査結果に係る書類を添付の上、生活安全部長に上申をするものとする。

3 生活安全部長は、前項の上申を受けたときは、第1項の調査の結果を確認し、支障がないと認めるときは、標識等の承認をするものとする。

4 生活安全企画課長は、生活安全部長が前項の承認をしたときは、生活安全部長が定



める様式の承認通知書により、申請者等に通知を行うとともに、規則第12条第2項の規定による公示をしなければならない。この場合において、生活安全企画課長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴するとともに、生活安全部長が定める様式の承認法人台帳の作成及び保管を行うものとする。

(不承認の上申等)

第34条 生活安全企画課長は、前条第1項の調査の結果、不承認とするべき事由があると認めるとき、又は前条第3項の規定により生活安全部長が支障があると認めるときは、速やかに、不許可等上申書に当該承認申請書及び調査結果に係る資料を添付の上、警察本部長に上申をするものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が規則第12条第1項の承認をしないことを決定したときは、生活安全部長が定める様式の承認通知書により、当該申請者等に通知するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(資料の提出の要求)

第35条 生活安全企画課長は、告示第5条の規定により承認法人（規則第12条第1項の承認を受けた社団法人又は中小企業団体をいう。以下同じ。）に標識等の作成又は交付に係る事業（以下「作成・交付事業」という。）の実施に関し必要な資料の提出を求めるときは、生活安全部長が定める様式の資料提出要求書を当該承認法人の代表者又は代理人（以下「代表者等」という。）に交付するものとする。

(作成・交付事業の廃止の届出)

第36条 生活安全企画課長は、告示第6条第1項の規定により承認法人から標識等の作成・交付事業を廃止する旨の届出を受理したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

(承認の取消しの上申等)

第37条 生活安全企画課長は、告示第7条の規定による承認を取り消す必要があると認めるときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が告示第7条の規定により承認の取消しを決定したときは、当該承認法人の代表者等に通知するとともに、規則第12条第2項の規定による公示をしなければならない。

(台帳の整理)

第38条 生活安全企画課長は、第35条から前条までの規定により承認法人台帳の記載事項に変更が生じたときは、その都度、当該台帳を整理するものとする。

## 第6章 盗品売買等防止団体の承認等

(承認)

第39条 生活安全企画課長は、規則第22条第1項の規定により盗品売買等防止団体承認申請書（規則別記様式第16号の11）を受理したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

2 生活安全企画課長は、前項の調査をした場合は、不承認とするべき事由があると認めるときを除き、認定等上申書に当該盗品売買等防止団体承認申請書及び調査結果に係る書類を添付の上、生活安全部長に上申をするものとする。

3 生活安全部長は、前項の上申を受けたときは、第1項の調査の結果を確認し、支障がないと認めるときは、盗品売買等防止団体の承認をするものとする。

4 生活安全企画課長は、生活安全部長が前項の承認をしたときは、承認通知書により、申請者等に通知を行うとともに、規則第24条第1項の規定による公示をしなければならない。この場合において、生活安全企画課長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴するとともに、生活安全部長が定める様式の盗品売買等防止団体台帳の作成及び保管を行うものとする。

(不承認の上申等)

第40条 生活安全企画課長は、前条第1項の調査の結果、不承認とするべき事由があると認めるとき、又は前条第3項の規定により生活安全部長が支障があると認めるときは、速やかに、不許可等上申書に当該盗品売買等防止団体承認申請書及び調査結果に係る資料を添付の上、警察本部長に上申をするものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が規則第23条の承認をしないことを決定したときは、不承認通知書により、当該申請者等に通知するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(変更の届出)

第41条 生活安全企画課長は、規則第25条第1項の規定により変更届出書(規則別記様式第16号の12)を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、規則第25条第3項の規定による公示をしなければならない。

2 生活安全企画課長は、規則第25条第4項の規定により変更後の事項を記載した書類を受理したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

3 生活安全企画課長は、規則第25条第5項の規定により業務規程又は情報管理規程(以下「業務規程等」という。)の変更に係る書類を受理したときは、速やかに、認定等上申書に当該変更に係る書類を添付の上、警察本部長に上申をするものとする。

4 生活安全企画課長は、公安委員会が規則第25条第5項の認可をしたときは生活安全部長が定める様式の認可通知書により、認可をしなかったときは生活安全部長が定める様式の不認可通知書により、申請者等に通知するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(事業報告等)

第42条 生活安全企画課長は、規則第26条第1項の規定により事業計画書及び収支予算書を受理したとき、又は規則第26条第2項の規定により事業報告書及び収支計算書を受理したときは、所要の調査及び措置を行うものとする。

2 生活安全企画課長は、規則第26条第3項の提出を求めるときは、当該盗品売買防止団体の代表者等に資料提出要求書を交付するものとする。

(是正又は改善の勧告の上申等)

第43条 生活安全企画課長は、規則第27条の規定により是正又は勧告を行う必要があると認めるときは、速やかに、生活安全部長に上申をするものとする。

2 生活安全企画課長は、生活安全部長が規則第27条の規定により是正又は改善の勧告を決定したときは、生活安全部長が定める様式の是正・改善通知書により、当該盗品売買等防止団体の代表者等に通知するものとする。この場合において、生活安全企画課長は、申請者等から受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(廃止の届出)

第44条 生活安全企画課長は、規則第28条の規定により廃止届出書(規則別記様式第17号)を受理したときは、所要の調査及び措置を行うとともに、規則第28条第3項の規定

による公示をしなければならない。

(承認の取消しの上申等)

第45条 生活安全企画課長は、規則第29条第1項の規定により承認を取り消す必要があると認めるときは、速やかに、警察本部長に上申をするものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が規則第29条第1項の規定により承認の取消しを決定したときは、当該盗品売買等防止団体の代表者等に通知するとともに、規則第29条第2項の規定による公示をしなければならない。

(台帳の整理)

第46条 生活安全企画課長は、第41条から前条までの規定により盗品売買等防止団体台帳の記載事項に変更が生じたときは、その都度、当該台帳を整理するものとする。

## 第7章 報告等

(立入り及び調査)

第47条 生活安全企画課長又は警察署長（以下「生活安全企画課長等」という。）は、法第22条第1項の規定による立入り及び調査（以下「立入調査」という。）を適正かつ効果的に行うため、立入調査に関する知識及び経験を有する警察職員を立入調査を担当する職員（以下「立入実施者」という。）に指定するものとする。

2 立入調査は、立入実施者が警部補以上の幹部の指揮を受け、原則として、複数で行うものとする。ただし、生活安全課長等（生活安全部生活安全企画課の許可等事務を所掌する課長補佐（以下「生活安全企画課補佐」という。）又は警察署の許可等事務を所掌する生活安全課長、生活安全第一課長、生活安全第二課長若しくは刑事生活安全課長をいう。以下同じ。）の承認を得たときは、単独で行うことができる。

3 立入実施者は、立入調査を行ったときは、速やかに、生活安全部長が定める様式の立入調査結果報告書により所属する所属の長に報告するものとする。

4 生活安全企画課長等は、第1項の規定により指定した立入実施者に係る身分証明書（規則別記様式第16号10）を、生活安全課長等を通じて立入実施者に交付するものとする。

5 生活安全課長等は、自所属の立入実施者に係る身分証明書の管理責任を負うものとし、立入実施者に異動等があったときは、速やかに、身分証明書を回収した上、生活安全企画課長等に返納するものとする。

6 生活安全企画課長等は、前2項の規定により身分証明書の交付をし、又は返納を受けたときは、生活安全部長が定める様式の身分証明書管理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

(報告の要求)

第48条 警察署長は、法第22条第3項に規定により盗品等に関し必要な報告を求めるときは、生活安全部長が定める様式の報告要求書を当該古物商、古物市場主又は古物競りあっせん業者の営業者等に交付するものとする。この場合において、警察署長は、営業者等から受領事実を明らかにする書面を徴するものとする。

(手数料の処理)

第49条 警察署長は、第2条、第5条、第7条、第20条又は第26条の規定により申請書を受理したときは、当該申請書に警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）に定める手数料相当額の兵庫県収入証紙（以下「証紙」という。）が貼り付けられていることを確認するとともに、収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）に定め

るところにより処理した上、他の届出書類等とは区別して保存するものとする。

(報告)

第50条 警察署長は、古物商及び古物市場主等の許可、認定等の状況を四半期ごとに取りまとめ、生活安全部長が定める様式の古物営業許可、廃業等状況報告書により、次期当初の月の10日までに警察本部長に報告（生活安全企画課経由）をするものとする。

(補則)

第51条 この規程に定めるもののほか、法及び規則に係る法令違反行為等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が定める。

附 則

この訓令は、平成30年3月27日から施行する。